

会則の改正（案）

旧	新
（名称および事務所） 第1条 本会は…（中略）、事務所を<u>沼南近隣センター</u>内に置く。 附則	（名称および事務所） 第1条 本会は…（中略）、事務所を<u>柏市役所沼南庁舎</u>内に置く。 附則巻末に以下を加筆する <u>この会則は、令和7年5月17日から施行する。</u>